

1999年5月

INTERNET CORPORATION FOR ASSIGNED NAMES AND NUMBERS  
(ICANN)

INTERNET ASSIGNED NUMBERS AUTHORITY (IANA)

インターネットドメインネームシステムの構造と権限の委任

**要旨**

この文書は、RFC 1591 にもとづく事務手続管理を行うにあたって、Internet Assigned Numbers Authority ( IANA ) が現在行っている実務を要約するとともに、1997年10月23日付けの ccTLD ニュースメモ第1号 ( ccTLD News Memo #1 ) のガイダンスの  
も取り込んでいます。この文書では、DNS の権限委任の事務手続管理に影響を与える  
ようなポリシーを変更すべきかについて考察していません。この文書は、この分野のポ  
リシーについて将来検討が行われる場合にそなえ、その基礎として役立つことを意図し  
ています。ICANN/IANA がポリシーに変更を加える場合は、ICANN の付属定款にし  
たがって、公告そしてパブリックコメント手続を経て行われます。

**はじめに**

IANA は、インターネットのドメインネームシステム ( DNS ) の日常的な事務手続管理  
について包括的な権限をもっています。IANA のスタッフは、IP アドレスの割り当て、  
AS ナンバー ( Autonomous System Numbers )、トップレベルドメイン ( TLD )、そ  
してその他 DNS およびプロトコルの一意なパラメータについて、事務手続管理上の職  
責をはたしています。この文書は、DNS の事務手続管理についての IANA のポリシー  
について一般的な情報を提供するものです。TLD の権限の委任または変更を申請するに  
あたって従うべき手続についての解説は、ウェブサイト [iana.org](http://iana.org) で入手できます。

**DNS のトップレベルの構造**

DNS の構造は名前の階層からなっています。このシステムのルート、あるいは最上位  
レベルには名前がつけられていません。トップレベルドメイン ( TLD ) は、長年にわた  
って形成されてきた規則にもとづき、幾種類かに分けられています。ほとんどの TLD  
の権限は、個々の国の運営管理機関に委任されていますが、これらの国のコードは  
ISO-3166-1 として知られる国連の機関が管理している表にしたがって割り当てられて  
います。これらは、国別コード ( country-code ) トップレベルドメイン、あるいは ccTLD  
と呼ばれています。その他、限られた数の一般 ( 「generic」 ) トップレベルドメイン  
( gTLD ) がありますが、これらには地理的または国の名称は付いていません。第2レ

ベルドメイン名 (SLD) の割り当て手続およびポリシーを採用するについてならびにより下位レベルの階層の名前に関する職責は、この文書に記載するポリシーガイダンスにしたがうことを条件に、TLD 運営管理機関に委任されてきました。国別コードドメインは、各々の国の運営管理機関が管理しています。これらの運営管理機関はインターネットコミュニティのために公共サービスを行っています。現在の TLD の割り当ておよび委任を受けている運営管理機関の名称の一覧は、<http://www.iana.org/cctld/cctld.htm> にアクセスすれば閲覧できます。

## 権限を委任されたドメインの運営管理

DNS の全般的な調整および運営管理という職責の一環として、IANA は、新しい TLD および既存の TLD への変更を求めるあらゆる申請を受け付け、処理しています。以下のポリシーが TLD の運営管理に適用されます。一般的には、ここに記載した原則は、インターネットの DNS 名前空間の権限を委任する段階ごとに、重ねて適用されます。

(a) 新トップレベルドメインの委任 . 新しいトップレベルドメインの権限を委任するにあたっては、適切に TLD を運営するのに必要な技能および権限を有している TLD 運営管理機関を選定することを含め、いくつかの手続を終える必要があります。ccTLD の権限の委任に関しては、その国の政府の希望がきわめて重視されます。IANA は、いかなる TLD 権限の委任または移転を協議するにあたって、それに大いに考慮を払うでしょう。ドメインに重大な利害関係をもつ当事者が、予定している TLD の運営管理機関が適切な当事者であることに賛成していなければなりません。主要な要件は、各ドメインについて、そのドメインについての名前空間を監督する指定運営管理機関がなければならないということです。ccTLD の場合には、このことは、当該国にドメイン名を監督し、ドメインネームシステムを運営する運営管理機関が置かれることを意味します。そこにはネームサーバーとのインターネットプロトコル (IP) 接続性および運営管理機関の責任者、スタッフ、連絡担当者すべてに、電子メールでの接続性がなければならない。各ドメインには事務手続管理上の連絡担当者および技術面での連絡担当者がいなければならない。事務手続管理上の連絡担当者は、ccTLD にかかわる国に居住していなければならない。IANA は、発展途上国のように四囲の状況から必要と判断する場合には、ある TLD について一部の権限だけを委任することを選ぶこともできます。また、新たな領域にインターネット接続性を造りあげるため当座の支援形態として、発展途上国の外部に「プロキシー」DNS サービスを許可することもできます。[注 IANA は、継続して、新しい gTLD についての権限の委任に関する照会を受け付けています。これは、ICANN が確立された意思決定手続にもとづき注意深い研究と検討を行う、重要な政策的な課題です。この研究に関する情報は、ウェブサイト [icann.org](http://icann.org) で一般に公開される予定です。]

(b) TLD 運営管理機関の職責 . TLD 運営管理機関は権限を委託されたドメインの受託者であり、コミュニティに奉仕する義務を負っています。指定運営管理機関は、ccTLD

の場合には、国およびグローバルなインターネットコミュニティ双方のための、TLDの受託者です。ドメインについて「権利」とか「所有権」にこだわることは適切ではありません。むしろ、コミュニティに対する「責任」とか「奉仕」について関心をはらう方が適切です。

(c) 公正な取扱い . 指定運営管理機関は、ドメイン名を申請するドメインのすべてのグループに対して公平かつ公正でなければなりません。特に、すべての申請に対して同一の規則を適用しなければならず、またすべての申請は差別のないかたちで処理されなければなりません。各 TLD を利用するにあたってポリシーおよび手続は、公開され、検査に付されなければなりません。一般的に、これらはウェブページに掲載されるか、FTPで入手できるようにされています。各地の慣習および文化的価値にしたがい、ポリシーおよび手続についても国ごとに差異が出てくるものと予想されますが、ともかくそれは文書化されて、利害関係者に提供されなければなりません。営利および非営利の会社および団体からの申請であるにもかかわらず、平等な取り扱いをしなければなりません。TLD 運営管理機関が行う他の関連事業の顧客から提出される申請について、いかなる特別な取扱いも示してはなりません。例えば、特定のデータネットワークプロバイダーの顧客に、優先的な便益を提供してはいけません。特定のアプリケーション、プロトコル、あるいは製品の使用を求める規定を設けてはいけません。

(d) 運営能力 . TLD 運営管理機関はドメインについて DNS サービスを運営するにあたって、満足のいく業務を提供しなければなりません。ドメイン名の割り当て、サブドメインの権限の委任、そしてネームサーバーの運営のような職務は、技術的な完璧さをもって遂行されなければなりません。これには、IANA その他の高位のドメイン運営管理機関に対してドメインの現状を知らせること、要請に適時に対応すること、データベースを正確性、堅牢性、そして回復力をもって運営することも含まれています。DNS に対する職責から、IANA には、継続的なかたちですべての TLD ゾーンにアクセスが与えられなければなりません。インターネットに対して IP 接続性を持ち、運営の現状およびデータベースの正確性について、IANA がゾーンにアクセスすることによって検証できる、プライマリおよびセカンダリネームサーバーがなければなりません。

(e) 権限委任の移転および紛争 . TLD の運営管理をある機関から他の機関に移転する場合は、より上位のドメイン運営管理機関 (TLD の場合は IANA です) に対して、旧機関と新機関の両方から通知しなければなりません。これは、当該移転が相互の合意によるものであること、そして予定されている新しい運営管理機関がその職責を理解していることを、IANA に確認させるためのものです。また、かかる移転に懸念をもつまたは影響を受けるその他の当事者が、IANA に意見をよせるのもたいへん有益なことです。TLD 運営管理機関の指定について紛争が生じた場合には、IANA は紛争当事者相互の間で合意に達するよう努めますが、紛争に関与しているすべての当事者の同意がない限り、一般的には何等の措置もとりません。例外的に、予定された権限の委任または移転に係る当事者が合意に達することができず、IANA が当該事案を解決しなければなら

くなったことがあります。通常、このような場合には長時間の手続を要し、少なくとも一方当事者に不満が残りますので、当事者間で合意できるときはそうした方がはるかに望ましいことです。指定運営管理機関を選択するにあたっては、利害関係者に意見を述べる機会を与えることが適切です。

(f) TLD の権限の委任の取消・不正行為、あるいはこの文書および RFC 1591 に規定するポリシーに違反する行為があったような場合、あるいは適切なドメインの運営という点で継続的、反復的な問題がある場合には、IANA は権限の委任を取り消して、他の運営管理機関にトップレベルドメインの権限を改めて委任し直す権利を留保します。

(g) トップレベルドメインの権限の再委任・権限の再委任を含めて、TLD のサブドメインの運営管理については、この文書および RFC 1591 に記述されている要件以上の要件はありません。特に、すべてのサブドメインについて、それ自身のドメインネームサーバーを運営することが許されており、それが真実かつ正確であるかぎり、サブドメイン運営管理機関が適切と考えるいかなる情報も提供することができます。

(h) ドメイン名に対する権利 .IANA には、この文書および RFC 1591 に一般的に記述されている事項以外に、ドメイン名に対する権利についての紛争について、TLD 運営管理機関が遵守すべきポリシーとして特別な要件を定めていません。しかしながら、ある特定のドメイン名を使用しようとする、商標その他の知的財産に関する法律を含め、準拠法の適用を受ける場合があることに留意してください。

(i) ISO 3166-1 表の使用 .IANA は、業務上、どれが国家でありどれが国家ではないと決める立場にありません。国別コードトップレベルドメイン名の基礎として ISO-3166-1 一覧表を選んだのは、ISO がどの法的実体をその一覧表に掲載しどの法的実体を一覧表に掲載しないかを定める手続をそなえていることが知られていたからです。ISO 3166 管理機関 (ISO 3166 Maintenance Agency) についての詳細は、次のウェブページを参照してください。 <http://www.din.de/gremien/nas/nabd/iso3166ma/>

(j) ルートゾーンファイルの保守手続 .プライマリルートゾーンファイルは、現在、A ルートサーバー上におかれており、アメリカ合衆国政府との研究委託契約 (cooperative agreement) に基づき、Network Solutions, Inc. (NSI) が運営しています。ルートゾーンファイルに対する変更は、研究委託契約に対する第 11 改定書にもとづき設定された手続にしたがい NSI が行っています。